

第 13 回たつの市農業委員会総会（12 月定例会）議事録

令和 6 年 12 月 25 日（水）午前 10 時から第 13 回たつの市農業委員会総会（12 月定例会）を新館 3 階 301・302 会議室において招集した。

出席委員 19 名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田さん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3 名

局 長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
-----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）
只今から第 13 回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 19 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法第 4 条の規定による使用目的変更の届出について
- ・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
- ・農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用の届出について
- ・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

また、11月定例会、日程第3「議案第69号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」の番号498、土地の所在地 菅田町■■■■■■■■■■及び■■■■■■■■■■、譲受人 ■■■■■■■■■■、譲渡人 ■■■■■■■■■■の案件につきまして、地区委員会において、申請内容に疑義等があったことから追加資料の提出があるまで保留となっておりましたが、12月20日付で、譲受人から耕作準備が整っていないことを理由とする、農地法第3条許可申請の取下願の提出があり、12月23日付で、これを受理しましたので、ご報告いたします。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、7番石田政行委員、8番八木正邦委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第75号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第75号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が3件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の願い出地は、神岡町■■■■■■■■■■の登記地目・畑、現況は宅地、面積は42㎡です。願い出人は、■■■■■■■■■■ 被相続人 ■■■■■■■■■■ 相続人 ■■■■■■■■■■、昭和55年には住宅敷地として利用しており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、昭和55年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であること

を確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、神岡町[]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 29 m²です。願い出人は、[]、昭和 55 年には住宅敷地として利用しており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、昭和 55 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、新宮町[]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 69 m²です。願い出人は、[]、平成 10 年以前から自宅敷地の一部として利用しているため、この度、空き家付き農地の売買にあたり、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 16 年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 75 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 28 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の申請地は、龍野町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 1,293 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は相続により土地を取得したが仕事多忙により農地の耕作管理が難しいことから、耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

次の 2 件目から 20 件目までと、22 件目及び 24 件目は同一案件となります。これら 21 件全てに関しまして、譲受人は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] であるため、以降の譲受人の読み上げについては省略いたします。なお、本件についての参考資料を配布しておりますのでご参照をお願いします。

2 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 7,864 m²、譲渡人は、[REDACTED] [REDACTED]

3 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 1,529 m²、譲渡人は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

4 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 5,391 m²、譲渡人は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

5 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
及び [REDACTED] の田で、合計面積は 6,199 m²、譲渡人は、[REDACTED]

6 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 1,335 m²、
譲渡人は、[REDACTED]

7 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び
[REDACTED] の田で、合計面積は 3,466 m²、譲渡人は、[REDACTED]

8 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は
3,986 m²、譲渡人は、[REDACTED]

9 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び
[REDACTED] の田で、合計面積は 4,718 m²、譲渡人は、[REDACTED]

10 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び
[REDACTED] の田で、合計面積は 3,600 m²、譲渡人は、[REDACTED]

11 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED] 及び
[REDACTED] の田で、合計面積は 3,111 m²、譲渡人は、[REDACTED]

12 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び
[REDACTED] の田で、合計面積は 3,972 m²、譲渡人は、[REDACTED]

13 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合
計面積は 1,945 m²、譲渡人は、[REDACTED]

14 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED]

の田で、合計面積は 3,070 m²、譲渡人は、

15 件目の申請地は、揖西町 及び

の田で、合計面積は 3,167 m²、譲渡人は、

16 件目の申請地は、揖西町 及び の田で、合計面積は 7,162 m²、譲渡人は、

17 件目の申請地は、揖西町 の田で、面積は 826 m²、譲渡人は、

18 件目の申請地は、揖西町 の田で、面積は 1,195 m²、譲渡人は、

19 件目の申請地は、揖西町 の田で、面積は 1,215 m²、譲渡人は、

20 件目の申請地は、揖西町 の田で、面積は 4,299 m²、譲渡人は、

22 件目の申請地は、揖西町 の田で、面積は 4,997 m²、譲渡人は、

24 件目の申請地は、揖西町 の田で、面積は 720 m²、譲渡人は、

これら 21 件の地区ごとの面積、筆数及び譲渡人の人数について説明します。

地区は、面積 57,193 m²、筆数 50 筆、譲渡人 21 名です。

地区は、面積 6,227 m²、筆数 2 筆、譲渡人 5 名です。

地区は、面積 10,347 m²、筆数 9 筆、譲渡人 3 名です。

これら 3 地区の合計面積は 73,767 m²、合計筆数は 61 筆、譲渡人の総人数は 24 名です。

譲受・譲渡理由についてですが、2 件目は、譲受人である

■■■■ 氏個人が所有地する農地を、会社へ所有権移転するのですが、それ以外の 20 件すべては、譲渡人が市外在住、もしくは高齢で農地の耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

また、譲受人である[]につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

なお、本件につきましては、売買面積の合計が約 7.3ha と広大であり、過去の審議でも例がないことから、慎重に審議する必要があります。

しかしながら、提出された申請書だけでは審議するだけの情報が不足していることから、去る 12 月 17 日に、農業委員会から猪澤会長、■■■■委員及び■■■■委員と、事務局から大野事務局長及び井上が同席し、また、自治会の意見をお聞きするため■■■■自治会長及び農会長、■■■■自治会長の 3 名にもご出席いただき、申請者である■■■■氏をお呼びし、審議にあたって必要な情報について聞き取りを行いました。

調査内容について説明いたします。

1 点目、申請にかかる経緯についてです。

譲受人は、3年前から[]営農組合の[]氏より営農をしてくれないかとの打診を受け、令和4年から揖西町[]を中心に農業経営を行ってきました。そのなかで、個人で農業行うよりも、これからの農業は企業として経営していかなければ成り立たないとの思いから、9月に[]を設立しました。また、農業に関して補助金等を受けるには、少なくとも10ha以上の耕作面積が必要であることから、農地取得を進めたものの、農地を借りて耕作面積を増やそうとすると、現在借りて耕作している方から奪い取ることになるため、やむを得ず、一反当たり[]円の売買で農地を取得することになったとのこと。

2 点目、目標・展開等についてです。

譲受人の目標は、10ha から 15ha の農地を売買取得もしくは借り

受けし、米を主として、小麦、大豆、その外にネギ等の作付けをすることで、耕作場所については、■■■■地区、■■■■地区、■■■■地区で行う予定とのことです。

譲受人は、これからもっと増えていく耕作放棄地を代わりに耕作し、たつの市の農業を盛り上げていきたいと考えており、また、企業として農業経営をしていくなかで、これからの担い手を育てていきたいと考えています。

3 点目、機械設備、施設等についてです。

機械設備として、トラクターが追加購入分を含め 3 台、自走式田植え機 1 台、コンバイン 1 台を所有しており、また、乾燥機及び粃摺り機を導入予定とのことです。また、小麦を作付けする場合の設備投資も検討しているとのことです。

農業用倉庫は、■■■■地区及び■■■■地区にあります。これから■■■■地区での耕作面積が増えることから、■■■■地区での農業用倉庫の建築を検討しているとのことです。また、■■■■地区の倉庫の半分は冷蔵施設にする予定とのことです。

4 点目、労働力についてです。

申請書には、■■■■氏を含め 3 人との記載でありましたが、1 月、4 月に 1 名ずつ増える予定であり、40 代の協力者も 2, 3 名いるので労働力は確保できるとのことです。

5 点目、技術等についてです。

米作りは 3 年程度ですが、令和 6 年度は約 2.5ha を作付けし、約 10 t の収穫量であったとのことです。また、全国的に動き、各地の農業者との交流を行い、技術力を高め、■■■■地区でも、地元の営農組合や、■■■■氏の協力を得て耕作をしているとのことです。

6 点目、販売先等についてです。

譲受人は、現在、■■■■である■■■■とのパイプがあり、30 k g ■■■■円を底値として契約しているとのことです。また、今後、小麦を作付けした際には、■■■■へ卸す予定であるとのことです。

7 点目、資金調達についてです。

現時点では、譲受人の[]で設備投資をしましたが、11月以降は[]で購入しているとのことで資金の確保はできているとのことです。

8点目、地域の農業との関係です。

売買の大半を占める[]地区とは、何度も話を重ねてきたとのことで、[]地区においても、将来的に営農組合の存続が難しいとの考えもあり、好意的に話は進んでいるとのことです。また、[]自治会とは、地域の耕作のルール、作付けのローテーションなどを記載した覚書を交わす予定で、地域計画についても1月に再度話し合いをする予定とのことです。

[]地区については、当初耕作の予定は無かったものの、[]地区に近いこともあり、今回2筆を売買することになったとのことで、[]地区との話は、現在進めているとのことです。

譲受人からは、地域との関係は特に重視しており、地域のルールに従って農業を行っていく考えであると聞いています。

以上のことから、譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

21件目の申請地は、神岡町[]及び[]の田で、合計面積は516㎡、譲受人は[]、譲渡人は[]、隣接地に居住している譲受人から畑を耕作したいとの要望を受け、譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

23件目の申請地は、誉田町[]の田で、面積は981㎡、

譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は県外在住で農地の耕作管理が難しいことから、空き家付き農地の購入を希望していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、季節野菜を作付けするため、必要な農機具を購入する営農計画をたてており、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

25 件目の申請地は、新宮町[REDACTED]の畑で、面積は 143 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は市外在住で農地の耕作管理が難しいことから、空き家付き農地の購入を希望していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、季節野菜を作付けする営農計画をたてており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

26 件目の申請地は、新宮町[REDACTED]の田で、面積は 1,144 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は県外在住により農地の耕作管理が難しいことから、隣接農地を所有し以前から耕作管理をお願いしていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

27 件目の申請地は、新宮町 [] 及び [] の田で、合計面積は 1,389 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は高齢で農地の耕作管理が難しいことから、隣接農地を耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

28 件目の申請地は、新宮町 []、[] 及び [] の田で、合計面積は 2,642 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は仕事が多忙のため農地の耕作管理が難しいことから、新たに農地の取得を望んでいた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、季節野菜の作付けや果樹を植える営農計画を立てており、必要な農機具も佐用町の実家にあり母も協力のうえ耕作することと、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありません。

んか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 76 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 4「議案第 77 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

なお、議案第 77 号については、 委員に関する事項を含んでおります。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、 委員には、一時退出をお願いします。

(委員 退出)

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 77 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 2 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、新宮町 の田で、面積は 789 m²、譲受人は 、譲渡人は 、高齢で農地の耕作管理が難しいことから、以前から耕作管理してきた譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、新宮町 の田で、面積は 848 m²、譲

受人は新宮町[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、[REDACTED]、高齢で農地の耕作管理が難しいことから、以前から保守管理してきた譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第77号」は、原案のとおり承認することに決しました。

（[REDACTED]委員入室）

次に、日程第5「議案第78号 農地法第5条の規定による使用目的の変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第78号 農地法第5条の規定による使用目的の変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」

5条所有権移転・贈与の案件が1件でございますので、ご説明い

たします。

申請地は、揖保町[]の田で、面積は 127 m²、農地区分は、集団性のある農地である第 1 種農地（1－（1））ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、東側には介在農地があるものの、道路対側地には住宅等の立ち並びがあること、今回の建築予定地の一部である[]については昭和 47 年に住宅建築のための転用許可が下りている経緯等を踏まえ、例外的許可事由（⑤－5）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[]、譲渡人は[]、転用目的は、祖父である譲渡人から土地の贈与を受けて、南側に隣接する[]の雑種地 215 m²とあわせて、自己住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、住宅の建設期間は許可日から 180 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果により、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 78 号」は原案のとおり許可相当とし

て意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 79 号 たつの農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 79 号 たつの農業振興地域整備計画の変更について」

たつの農業振興地域整備計画において、農用地から除外する必要性が生じた農地があるので、市から事業計画の変更にあたり意見を求められているものです。

今回変更するのは、除外が 4 件、面積の増減は 1.0ha の減、変更後の農用地区域の面積は 2,324.9ha となります。

除外目的は、添付しております参考資料にありますように、露天資材置場、土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農地区域、露天駐車場、農家住宅となっております。いずれも除外の 5 要件を満たしておりますので変更には支障はなく、異議はないものと考えます。

詳しくは、別添資料「議案第 79 号参考資料」をご覧ください。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 79 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 30 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(6 番 石田政行委員)

議事録署名委員
(7 番 八木正邦委員)